

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第三項の規定による港湾管理者の権限の代行に關する政令案要綱

第一 国土交通大臣が北海道開発のためにする港湾工事に關する法律第三条第一項の規定による港湾工事を
行ふ場合に代行する港湾管理者の権限、当該権限のうち国土交通大臣が代行に当たつて港湾管理者に通知
すべきもの等について定めるものとする事。
(本則關係)

第二 この政令は、港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年七月二十二日)から施行するものとする事。
(附則關係)